

# ドッグランの施設整備に関する基本的な考え方

旭川市 土木部 公園みどり課

## はじめに

ドッグランは「犬が引き綱（リード）なしで自由に運動し、遊ぶことのできる施設」であると同時に、「犬同士あるいは飼い主同士の交流の場」でもあります。

本市においては、郊外に民間施設の素敵なドッグランが複数ありますが、都市部においてはドッグランが少なく、「市中心部にドッグランを設置して欲しい」との愛犬家からの要望を受け、令和4年から令和5年にかけて、試行調査を行うとともに、利用者アンケートによるニーズ調査を実施しました。また、市内におけるドッグランに精通する有識者をメンバーに迎えてワーキンググループを実施し、必要となる施設整備等について意見交換を行いました。

これらの調査結果や、ワーキンググループでの意見を参考に、本市におけるドッグランの施設整備に関する基本事項を以下のとおり整理しました。

## 整備の目的

ドッグランの整備により、その場所に愛犬家が集まることで犬を飼う際のマナーやしつけをより深く学び飼い主としての自覚を促すことはもとより、都市中心部であるという立地を生かして、その施設周辺を訪れる犬を飼っていない市民と愛犬家の交流を通じて、犬と犬を飼うことへの理解を深めるとともに適性飼養やマナーアップ等の啓発活動の場として活用するなど、人と動物が共生する心豊かな社会の実現への一助となることを目的とする。

## 施設整備の基本的な考え方

### （１）立地・面積

- ・ドッグランを設置する立地については、駐車場が確保でき、多くの利用者が見込める市中心部に設置することが望ましい。
- ・周辺の施設や住民等への影響を十分に考慮した上で設置場所の選定を行う。
- ・面積に関しては、1エリアにつき概ね1,000m<sup>2</sup>以上が望ましく、予算や今後の維持管理等を考慮し、適切な広さを設定する。

### （２）エリア区分

- ・犬の安全性、犬同士のトラブルを回避するため少なくとも2エリア以上（大型中型犬用・小型犬用等）設定する。
- ・飼い主同士の交流スペース、休憩も可能な準備スペースを配置し、そのスペースは十分な広さを確保することが望ましい。
- ・飼い主同士の交流スペースは、ドッグランを利用しない一般向け（散歩をする犬のクールダウンする場所）にも開放するため、ドッグランエリア外に配置することが望ましい。

### （３）入口の構造

- ・他の通行人の怪我や犬の交通事故等を防止するため、安全性を考慮して二重構造とする。
- ・施設利用者が入口付近で滞留しないような構造とすることが望ましい。

#### **(4) 地面の材質**

- ・地面の材質は水はけの良い草地が望ましいが、既存の地面を有効活用することを原則とする。
- ・播種や施肥等を適切に行い良好な芝生環境の維持に努める。
- ・人工物は可能な限り使用せず、犬にとって有益な植物を植えるなど植生面等において配慮することが望ましい。
- ・交流スペースなど一部クレイのスペースを設定できないか検討を行う。

#### **(5) フェンスの構造**

- ・積雪寒冷地の本市において、雪解け時等に損傷しない仕様とする。
- ・防犯や周辺環境との調和に優れた製品を採用する。
- ・外柵及び間仕切りフェンスの高さは大型犬が容易に飛び越えられない高さのものを設置する。
- ・具体的には高さ1.5m以上を原則とし、2.0m以下が望ましい。

#### **(6) 犬用のトイレ**

- ・施設の芝管理や犬のマナーアップの観点から、ドッグトイレ（おしっこポール）を設けることを原則とする。
- ・ウンチボックスの設置については、他施設の事例からもマナーがダウンしてしまう可能性を否定できないため設置については慎重に検討を行う。

#### **(7) 犬用の水飲み場と足洗い場**

- ・犬用の水飲み場と足洗い場の設置を原則とする。
- ・水場については、飼い主同士の交流スペース近傍に設置することを原則とし、熱中症等の対策として一般向け(散歩をする犬のクールダウンする場所)にも開放する。

#### **(8) リードに関して**

- ・飼い主が事務手続き等を行う際に一時的に使用するリードフックを設置する。
- ・事故やトラブルを防止するため、エリア以外でのノーリードは原則禁止とするが、利用者の意向を考慮した上で、そのルールの設定については慎重に検討を行う。

#### **(9) 飼い主用の休憩施設**

- ・飼い主同士の交流スペース、準備スペースに日除けのシェルターやベンチ等を設置する。

#### **(10) 掲示板**

- ・利用規約や注意事項等を掲載した掲示板を設置する。
- ・掲示板については、他都市の事例を参考にするなど、その掲載内容について十分に精査を行う。

- ・施設の初回利用時に、マナーアップのために施設利用時におけるルールブックを配布し、その概要を説明することが望ましい。

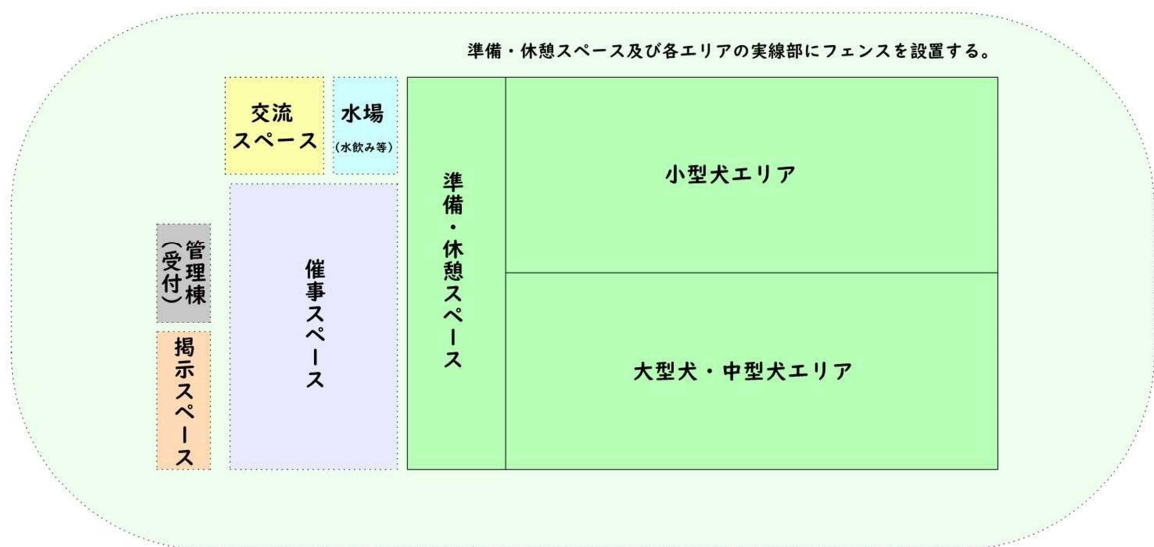
## (11) 管理人

- ・施設の受付や巡回管理を行う管理人を配置することを原則とする。
- ・なお、管理人は犬の飼養に精通し、利用者に対し適切な指導をできる者が望ましい。

## (12) 運用

- ・開設期間や開設時間、施設利用におけるワクチン接種の考え方など運用面に関する事項については、本ワーキンググループで議論した内容を踏まえ、設置する施設の状況に合わせて個別に検討する。

### ドッグラン施設整備イメージ図



※施設の配置や仕様などの詳細については、次年度以降の実施設設計時に検討する。

### 市営ドッグランの設置運営に関するワーキンググループ構成員（五十音順・敬称略）

氏 名	所 属 等
片 倉 謙 一	旭川市21世紀の森運営協議会 施設長
小 池 政 紀	上川獣医師会 理事 (なごみ動物クリニック院長)
後 藤 幸 濃	あにまある支援隊 代表
藤 原 岳 久	NPO法人きなこの会 代表理事
星 孝 幸	旭川市土木部公園みどり課長
本 田 リ エ	NPO法人手と手の森 代表
松 本 裕 紀	旭川市動物愛護センター所長

### オブザーバー兼ワーキンググループ開催補助（ドッグラン試験運用業務委託 受託者）

氏 名	所 属 ・ 職 名
五 十 嵐 奨	グリーンテックス株式会社 部長
三 谷 英 一	グリーンテックス株式会社 主任

### 事 務 局

旭川市土木部公園みどり課

### 協 力

旭川市動物愛護センター（あにまある）